

## 新型コロナウイルス感染症対策に対する貸館規則について

令和4年3月22日改定

国や兵庫県の動向を注視するとともに、高砂市の考え方に基づき、クラスター発生リスクが高い「密閉空間」「密集集団」「密接場面」の3「密」については引き続き留意して、下記の基準で貸館を行います。

### 1、 換気の状態

空調を使用しない場合は、定期的に換気する（1時間に1回5分程度）  
空調使用時は、常時、ロスナイ換気をする（ロスナイ換気と入スイッチをON）

### 2、 人の密度の状態

交流スペースの定員を大幅に超えないようにする。  
※交流スペース1・2・3の定員は長机を並べて使用する場合を想定。

1F	定員（名）	2F	定員（名）
交流スペース1	30	交流スペース6	30
交流スペース2	27	交流スペース7	54
交流スペース3	36	交流スペース8	27
		交流スペース9	24

### 3、 会合、イベント等の内容

近距離での会話や発声、高唱を避ける。  
会食を供するものは利用できない。  
換気・清掃・除菌時間を確保するため、利用時間の延長はできない。  
（12時～13時、17時～18時）

### 4、 参加者の把握

会の責任者（主催者）は参加者が特定するための手段の確保を行う。感染防止措置として、必要な場合は参加者名簿の提出を依頼する場合がある。  
参加者には自宅にて体調を確認し、発熱・風邪症状など体調不良の場合は、自宅待機するよう事前に周知しておく。  
参加者が、感染者及び濃厚接触者と認められた場合は、速やかに管理室に届ける。